

医療法人 徳明会
指定介護老人保健施設
〔運営規定〕

（事業の目的）

第1条 この規定は医療法人徳明会が開設する指定介護老人保健施設「介護老人保健施設 飯能リハビリ館」（以下「施設」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態にある入所者に対して、適正な指定介護老人保健施設サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業の実施にあたっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする
- 二 従業者は、入所が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護、必要な医療、機能訓練及び日常生活上の世話をを行うものとする。
- 三 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（施設の名称等）

第1条 事業を行う事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|-----|------------------|
| 一 | 名称 | 介護老人保健施設 飯能リハビリ館 |
| 二 | 所在地 | 飯能市下畑296番地 |
| 三 | 定員 | 80人 |

（施設の職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（常勤）
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1人（管理者が兼務）
医師は、入所者の病状に応じて、妥当適切に診療を行う。
- 三 支援相談員 1人以上（常勤）
支援相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- 四 看護職員 7人以上
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保険衛生上の指導、病状や心身の状況に応じて介護を行う。
- 五 介護職員 22人（常勤）
介護職員は、心身の状況等に応じ、入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- 六 理学療法士・作業療法士 1人以上
理学療法士・作業療法士は、身体機能の向上又は減衰を防止するための訓練を行う。
- 七 管理栄養士 1人（常勤）

栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導を行う。

八 調理員（業務委託）

九 事務職員 3人

事務職員は、必要な事務を行う。

十 介護支援専門員 1人以上（常勤・兼務）

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

（指定介護老人保健施設サービス内容）

第5条 指定介護老人保健施設サービスの内容は、次のとおりとする。

一 入所の対象者は、心身の状況、秒用、環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医学等が必要と認められる者とする。

二 サービスは次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。

ア 入所者の心身の状況、病状、その他置かれている環境等に照らし、居宅での日常生活が可能かどうか定期的に検討する。

イ 要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、妥当適切に療養を行う。

ウ 懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。

エ 入所者や他の入所者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。

オ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらう。

カ 入所者の心身の状況に応じて、週2回以上入浴又は清拭を行う。また、排泄、臨床、着替え、整容に関し、必要かつ適切な介護を行う。

キ 栄養、入所者の心身状況、嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。

ク 退所にあたっては、居宅看護支援事業所や他の保険医療福祉サービス提供者と連携し、必要な援助を行う。

（施設サービス計画の作成）

第6条 管理者は、施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

二 介護支援専門員は、入所者の能力、その置かれている環境等を踏まえて入所者が抱えている問題点を明らかにし、自立生活を営む上で解決すべき課題を把握し、入所者や家族の希望、医師の治療方針を踏まえ、他の従業者と協議条、施設サービス計画の原案を作成し、入所者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

（利用料その他の費用の額）

第7条 指定介護老人保健施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

二 その他の費用として各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

ア 厚生労働大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な個室を利用した場合の
利用料 3, 300 円/1 日（消費税含む）

イ 理美容代 2, 700 円/1 回

ウ 滞在費 4 人部屋 550 円/1 日

個室 950 円/1 日

エ	食事代	1850 円/1 日	朝食 440 円・昼食 760 円（おやつ込）・夕食 650 円
オ	その他日常生活上の便宜にかかる費用		
	① 日常消耗品費	200 円/1 日	
	② 教養娯楽費	200 円/1 日	
	③ 電気器具使用電気第	100 円/1 日（但しラジオは 50 円/1 日）	
	④ 洗濯委託料	1,000 円/1 回	

三 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文面で説明した上で、支払いに同意する旨の文面に署名（記名捺印）を受けることとする

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 8 条 入所者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- 一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする。
- 二 火気の取り扱いに注意すること。
- 三 喧嘩、口論、泥酔、中傷、その他他人の迷惑となる行為をしないこと。
- 四 その他管理上必要な指示に従うこと。

（緊急時における対応方法）

第 9 条 サービスの提供に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

（非常災害対策）

第 10 条 施設は、消防法の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 11 条 施設は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用 1 ヶ月以内
- 二 継続研修 年 1 回以上
- 三 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 四 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 五 この規定に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人 徳明会 理事長と施設の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

隋 則
 平成 12 年 4 月 1 日改正
 平成 16 年 6 月 1 日改正
 平成 17 年 8 月 26 日改正
 平成 17 年 10 月 1 日改正
 平成 19 年 10 月 1 日改正
 令和 元年 10 月 1 日改正

令和5年10月 1日改正

令和7年3月 1日改正